

別紙第 4 号の 4 書式

第一片

領 収 済 通 知 書

国 庫 金 厚生 保 険

年度 年金特別会計 厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名

納付目的年月 年 月 分

納付期限 年 月 日

納入告知書（納付書）発行年月日 年 月 日

事業所整理記号 事業所番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店
又は日本年金機構〇〇年金事務所

あて先 歳入徴収官

（所在地）

健康 勘 定 健康 保 険 科 厚生 年 金 勘 定 厚生 年 金 保 険 科 業務 勘 定 子ども・子育て 拠 出 金

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金

年度

厚生労働省所管 年金特別会計

合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

（住所）

（氏名） 殿

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）

（厚生労働省年金局送付分）

担当課

翌年度 5 月 1 日以降現年度歳入組入

この通知は、納入告知書納付書ですが、納入税務関係で領収済通知書を領収していただく必要はありません。

第二片

告 領 収 控

国 庫 金 厚生 保 険

年度 年金特別会計 厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名

納付目的年月 年 月 分

納付期限 年 月 日

納入告知書（納付書）発行年月日 年 月 日

事業所整理記号 事業所番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店
又は日本年金機構〇〇年金事務所

延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 （健康保険法第 181 条、同法附則第 9 条、厚生年金保険法第 87 条、同法附則第 17 条の 14、子ども・子育て支援法第 71 条）
弁済の充当の順序は、元金に次ぎ、次いで延滞金に定めてる。

健康 勘 定 健康 保 険 科 厚生 年 金 勘 定 厚生 年 金 保 険 科 業務 勘 定 子ども・子育て 拠 出 金

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金

年度

厚生労働省所管 年金特別会計

合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

（住所）

（氏名） 殿

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）

（収納機関用）

翌年度 5 月 1 日以降現年度歳入組入

第三片

納入告知書 納付書・領 収 証 書

国 庫 金 厚生 保 険

年度 年金特別会計 厚生労働省所管 取扱庁番号 取扱庁名

納付目的年月 年 月 分

納付期限 年 月 日

右記のとおり納付してください。

事業所整理記号 事業所番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店
又は日本年金機構〇〇年金事務所

延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 （健康保険法第 181 条、同法附則第 9 条、厚生年金保険法第 87 条、同法附則第 17 条の 14、子ども・子育て支援法第 71 条）
弁済の充当の順序は、元金に次ぎ、次いで延滞金に定めてる。

歳入徴収官

健康 勘 定 健康 保 険 科 厚生 年 金 勘 定 厚生 年 金 保 険 科 業務 勘 定 子ども・子育て 拠 出 金

納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金

年度

厚生労働省所管 年金特別会計

合計額 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

（住所）

（氏名） 殿

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）

（納付者渡し）

翌年度 5 月 1 日以降現年度歳入組入

備考

- 1 用紙の寸法は、各片ともおおむね縦 11 cm、横 21 cmとすること。
- 2 別紙第 4 号書式の備考 4 は本書式に準用する。この場合において、別紙第 4 号書式の備考 4 中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。
- 3 第 1 片領収済通知書の中央上部欄の①欄から⑥欄には、光学式文字読取装置を使用して事務処理をするために必要な項目として、「郡市区（①欄）」、「事業所符号（②欄）」、「納付目的年月分（③欄）」、「調定種別（④欄）」及び「勘定別保険料額の読取りの際の確認に関する事項（⑤欄及び⑥欄）」をアラビア数字で記入すること。
- 4 納入告知書として使用するときは「納付書」の文字を、納付書として使用するときは「納入告知書」の文字を抹消すること。
- 5 納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。
- 6 必要があるときは、本書式による処分についての審査請求等の教示を記載することができる。
- 7 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。